

伊予市スポーツ推進委員規則

平成17年4月1日伊予市教育委員会規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）」第32条第1項の規定に基づき、スポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 伊予市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、次条に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中からスポーツ推進委員を委嘱するものとする。

(職務)

第3条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツ推進に関し、その分担する地域又は事項について、次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に、求めに応じ協力すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。

2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

(定数)

第4条 スポーツ推進委員の定数は、30人以内とする。

(任期)

第5条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員の委嘱を解くことができる。

3 スポーツ推進委員は、再任することができる。

(服務)

第6条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。

3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第7条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行ううえで必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。

(報酬)

第8条 スポーツ推進委員には、伊予市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年伊予市条例第42号）の定めるところにより、基本報酬を支給するほか、教育委員会が必要と認める次に掲げる活動の実施に対し活動報酬を支給する。

(1) スポーツに関する行事又は事業（これらのうち会合を除く。）への協力

(2) 知識及び技術の習得のための研修の受講

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定め

る。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月27日教育委員会規則第12号）

この規則は、平成23年10月27日から施行する。

附 則（令和5年4月19日教育委員会規則第6号）

この規則は、令和5年4月19日から施行する。